○普通財産貸付料を口座振替により納付する場合の取扱いについて

平成 22 年 2 月 1 日財 理 第 354 号

改正 平成 24 年 6 月 26 日財理第 3038 号

同 25 年 10 月 11 日 同第 4726 号

令和 元年 6月 28日 同第 2319号

同 2年 12月 18日 同第 4097号

同 3年 2月 17日 同第 510号

同 4年 6月 15日 同第 2129号

同 5年 6月 28日 同第 1877 号

財務省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

国有財産法(昭和23年法律第73号)第23条第2項の規定に基づき普通財産貸付料(同法第26条及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第11条第2項において準用する場合を含む。)を口座振替により納付する場合の取扱いについては、下記によることとしたので通知する。

また、国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令(平成22年財務省令第3号)第4条第2号に定める「財務大臣が定める回数」については、下記第2-2-(1)-口によることとされたので、命により通知する。

記

第1 対象債権

口座振替による納付は、次の1又は2に掲げる債権(以下「貸付料等」という。)を対象とする。

- 1 国有財産有償貸付契約に基づく普通財産貸付料債権
- 2 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項に定める延納特約契約の新たな締結に基づく売払 代金又は交換差金及びそれらの利息に係る債権
- 第2 口座振替納付に係る契約担当官の手続
 - 1 意向確認
 - (1) 有償貸付契約に基づく普通財産貸付料債権の場合 契約担当官(分任契約担当官等を含む。以下同じ。)は、新規の貸付契約の締結、

貸付契約の更新又は貸付料の改定において、相手方に別紙様式第 1「国有財産貸付料の口座振替納付について」、別紙様式第 2「国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書」(以下「申出書」という。)及び記載要領を送付又は交付するとともに、令和 5 年 6 月 28 日付財理第 1877 号「貸付中の財産の売却促進について」通達の別紙様式1「買受意向確認等アンケート」により、口座振替納付に係る意向確認を実施するものとする。

- (注 1) 財務局長等(財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)の判断により、適時において、意向確認させることも差し支えない。
- (注 2) 意向確認の結果、口座振替納付を希望しなかった場合には、必要に応じ口座振 替による納付について勧奨すること。
- (2) 延納特約契約に基づく売払代等債権の場合 契約担当官は、延納特約契約の締結時に、口座振替納付に係る意向確認を実施する ものとする。

なお、この場合の納付期限は、分割期内における納付月の20日とするものとする。

2 申出書の審査

契約担当官は、口座振替納付を希望する普通財産の貸付契約を締結する貸付相手方及び延納特約による売買契約又は交換契約を締結する相手方(以下「申出人」という。)から、提出された申出書について、すみやかに次の事項について審査を行うものとする。なお、申出書に不備又は不足が認められる場合には、申出人に対し、申出書の返却と併せて、別紙様式第3-1「口座振替納付申出書兼契約書の返却について」により、該当箇所の補正を求めるものとする。

(注) 地方公共団体が申出人の場合には、別紙様式第 3-1 の「業務委託業者名」を財務局長等名に修正すること。

(1) 審査事項

- イ 申出書の提出時において貸付料等の滞納がないこと。 ただし、次の場合にはこの限りでない。
- (イ) 当該貸付料等に係る納入告知書又は納付書により、別途、財務局長等が指定する期日までに完納した場合
- (ロ)複数の契約を締結している場合については、申出のあった当該貸付料等に滞納がない場合
- ロ 申出書の提出時において、残りの納付回数が3回以上あること。(ただし、貸付 契約を更新することが確実に見込まれる場合を除く。)
- (2) 指定金融機関に対する口座審査依頼

上記 2 の審査を行った上で、申出人が指定する預貯金口座が開設されている金融機関(以下「指定金融機関」という。)に対し、当該貸付料等に係る歳入の調査決定予定日の1か月前までに、別紙様式第 3-2「国有財産貸付料等口座振替納付申出書

兼契約書の審査依頼について」及び申出書の金融機関保管用及び財務局保管用を送付し、指定預貯金口座の審査を依頼するものとし、指定金融機関が審査した結果、届出印の相違等の事由により返却があった場合には、申出人に対し、該当事由により、申出書の返却と併せて、別紙様式第3-3又は別紙様式第3-4「口座振替納付申出書兼契約書の返却について」により該当箇所の補正を求めるものとする。

なお、申出人から申出書の再提出があったときは、再度上記(1)の手続を行い、指 定金融機関に口座審査を依頼するものとする。

(3) 承認等手続

上記審査の結果、当該申出を承認することが適当であると認められるときは、別紙様式第 4-1「口座振替納付申出の承認について」を、当該申出を承認することが適当でないと認められるときは、別紙様式第 4-3「口座振替納付申出の不承認について」を、遅滞なく申出人に対し送付するものとする。

また、申出の承認を行ったときは、別紙様式第4-1及び申出書の写しを、歳入徴収官(分任歳入徴収官等を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく送付するものとする。

(注) 複数の契約に係る口座振替納付の申出について、一部の契約の申出のみ承認を行 う場合には、別紙様式第4-2「口座振替納付申出の承認(一部)について」を送付 すること。

第3 口座振替納付に係る歳入徴収官の手続

1 情報登録等

(1) 歳入徴収官は、契約担当官から別紙様式第4-1及び申出書の写し並びに管財関係 債権発生通知書の送付があったときは、遅滞なく国有財産総合情報管理システム(以 下「国有システム」という。)に下記の情報を入力・登録し、官庁会計システムに当 該情報を送信するものとする。

イ 債権情報

口 債務者情報

ハ 金融機関口座情報

- (2) 口座振替により納付する貸付料等に係る歳入の調査決定をしたときは、官庁会計システムから納付番号情報を取得し、当該情報を国有システムに送信の上、すみやかに別紙様式第6「口座振替納付のお知らせ」を口座振替利用者に送付するものとする。
- (3) 当該貸付料等に係る歳入の調査決定日から口座振替納付予定日の前日までの間に 指定金融機関に国有システムにより口座振替の実施を依頼し、指定の振替日におい て、振替結果を確認するものとする。
- 2 振替不能となった場合の処理

上記 1-(3)により、振替が不能となっていることを確認した場合には、次の事由ごとに処理するものとする。

(1) 残高不足等の場合

- イ 残高不足等により貸付料等の振替が不能となった場合には、すみやかに国有システムにより「口座振替解除対象者リスト」を出力し、振替が不能となった口座振 替利用者を確認するものとする。
- ロ リストを確認後、すみやかに当該貸付料等に係る納付書の送付を行うとともに、 当該口座振替利用者に対し、納付期限までに納付書により納付するよう求めるも のとする。

(2) 障害発生の場合

障害発生(システム障害、回線障害等)により口座振替納付日に振替が不能となった場合には、障害復旧直後の金融機関営業日において振替を行うものとする。

なお、障害発生の翌営業日においても復旧が見込まれないときは、口座振替利用者 に対し、当該貸付料等に係る納付書を送付するものとする。

第4 解約及び申出の承認の取消し

1 解約手続

- (1) 口座振替利用者から別紙様式第5「国有財産貸付料等口座振替納付解約申出書」(以下「解約申出書」という。)が提出された場合には、契約担当官は、記載内容を確認の上、不備又は不足が認められる場合には、口座振替利用者に対し、解約申出書の返却と併せて、別紙様式第7-1「口座振替納付解約申出書の返却について」により、該当箇所の補正を求めるものとする。
- (2) 上記(1)により財務局長等、指定金融機関、口座振替利用者の三者の間で締結された契約(以下「三者間契約」という。)を解除するときは、契約担当官は、解約する 指定預貯金口座を確認するため、指定金融機関に解約申出書の金融機関保管用及び 財務局保管用を送付するものとする。

なお、指定金融機関から届出印の相違等の事由により返却があった場合には、別紙 様式第 7-2「口座振替納付解約申出書の返却について」により、口座振替利用者に 解約申出書を返却し、修正等を求めるものとする。

(3) 契約担当官は、上記の手続を行ったときは、歳入徴収官に対し、すみやかに解約申出書の写しを送付するものとする。また、歳入徴収官は、当該写しの送付があったときは、国有システムから、三者間契約を解除された者に係る「金融機関口座情報」の削除を行うものとする。

2 承認の取消し

- (1) 財務局長等は、口座振替利用者の口座の残高不足等(システム障害・回線障害を除く)による振替不能が2回連続し、納付期限までに納付書により貸付料等が納付されない等、事後の確実な納付が期待できないと認められる場合には、申出の承認を取消すことができるものとする。
- (2) 承認を取消した場合には、その旨を別紙様式第8「口座振替納付の申出の承認の取消し等について」により、口座振替利用者に対し通知するものとする。

なお、上記手続を行った場合には、1-(3)に準じて処理するものとする。

(3) 契約担当官は、上記(1)ーイにより財務局長等に承認を取消された者から再度口座振替納付の申出があった場合には、承認取消しの日から 3 年を経過する日までの間は承認をしないものとする。

第5 その他

1 指定金融機関の変更の申出がある場合

口座振替利用者から指定預貯金口座の変更の申出があった場合には、契約担当官は、 解約申出書を求めた上で三者間契約を解除するとともに、新たに申出書の提出を求め るものとする。

2 貸付料等の納付回数の変更の希望がある場合

口座振替利用者が納付回数の変更を希望する場合には、契約担当官は、口座振替利用者に対し、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達の別紙様式第1「改定通知文書」を適宜修正の上、納付回数の変更後における貸付料等を通知するものとする。

上記手続完了後、契約担当官は歳入徴収官に対し遅滞なく債権発生(変更)通知を送付するものとする。

3 借地権等の譲渡申請があった場合

契約担当官は、口座振替利用者から借地権等の譲渡申請があった場合には、借地権等の譲渡承認後、解約申出書を提出させ、三者間契約を解除するものとする。

また、借地権等の譲受者と新たに国有財産有償貸付契約を締結するにあたり、譲受者が口座振替による納付を希望する場合には、申出書の提出を求めるものとする。

4 業務委託制度の活用

本通達に定める業務のうち、第 2-1 に定める意向確認、第 2-2 に定める申出書の 受領及びその記載内容の不備又は不足の確認、補正については、原則として業務委託制 度を活用するものとする。

なお、それ以外の業務についても、次に掲げる業務を除き、業務委託制度を活用できるものとする。

- (1) 第2-2- (2) に定める指定金融機関への別紙様式第3-2及び申出書の送付
- (2) 第3に定める歳入徴収官の手続
- (3) 第4に定める解約手続

令和 年 月 日〇 財 務 局

00 00 殿

国有財産貸付料の口座振替納付について

国有財産貸付料につきまして、納入告知書による納付のほか、口座振替による納付も可能となりました。

今後も、国と貸付契約の継続を希望される方は、同封の「買受意向確認等アンケート」の「貸付料更新等に関する質問」にご回答いただき、ご返送ください。

なお、口座振替納付への変更を希望される方は、下記の趣旨をご了承のうえ、 お申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 口座振替納付にかかる手続き及び条件

貸付料の納付方法を口座振替に変更するには、同封の「国有財産貸付料等 口座振替納付申出書兼契約書」の提出が必要となります。

(記載要領を参照のうえ、ご記入ください。)

提出された申出書は、国及び金融機関が審査確認を行い、記載事項に不備 がなく、承認条件を満たしていれば承認書をお送りいたします。

承認条件

(1)貸付料の未納がないこと なお、現時点で未納がある方は、財務局が指定する日までに全額お支払いください。

- (2) 口座振替の申出を行った後の、貸付料の残りの支払い回数が3回以上である場合。
- 2 口座振替納付にかかる約定

口座振替納付にあたり、下記の条件を付しますのでご留意ください。

(1) 口座振替日は、国有財産貸付契約書又は貸付料改定通知等における各納付期限に該当する月の13日(なお、4月は23日)となります。

ただし、振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

- (2) 領収証書については発行しませんので、口座振替予定日以降、通帳の記帳内容でご確認いただくことになります。
- (3) ご指定の預貯金口座の残高不足等により、口座振替ができない場合には、 別途郵送される納付書により納付していただくことになります。

なお、この場合であっても契約書で定められた納付期限の延長はありませんので、当該納付書の納付期限を超えたときは、納付期限翌日から納付日までの延滞金を支払う必要がありますことを、ご承知おきください。

- (4) 残高不足等により口座振替不能が発生した場合及び国において徴収上不 都合が生じると判断した場合は、口座振替の承認を取消し、以後の納付方 法は納入告知書による納付に変更することがあります。
 - ※ 取扱可能な金融機関は、裏面をご参照下さい。

国有財産貸付料に関する口座振替取扱金融機関一覧(令和〇〇年度)

銀行	〇〇銀行
信用組合	〇〇信用組合

国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書(金融機関保管用)

令和 年 月 日

氏名(法人名)

(注)本様式は、令和3年4月1日以降に金融機関に到達する申出について使用することとするが、令和3年4月1日以降当面の間、従前の様式を用いた申出であっても、上記欄内に押印がないことをもって不備として取扱わないものとする。 なお、令和3年3月31日以前に金融機関に到達する申出については従前の様式によることとする。

取 扱 金 融 機 関 御 中

私(当社)は、国有財産の貸付料(売払代金又は交換差金及びそれらの利息)を口座振替(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記3の約定を確約の上、依頼します。

記

1. 指定預貯金口座(必要事項を全て記載してください。)

住 所 (所 在 地)	〒				電話番号 ()
	(フリカ゛ナ)				(金融機関お届印)
口座名義					
			銀 行信用金庫信用組合	本 店・支 店 出張所	-
指定金融機関	銀行コード	支店コード	預金種別	口座番号(7桁)	
			1. 普通 2. 当座		は右詰めとし、頭に「0」を付した上で、ご記入ください。
ゆうちょ銀行	記号番兒	<u> </u>			

貸付料については、国有財産貸付契約書又は貸付料改定通知等における各納付期限に該当する月の13日(な

振替日 お、4月は23

売払代金又は交換差金及びそれらの利息については、国有財産売買契約書における各納付期限の7日前

ただし、いずれの場合も振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日

振替開始日 口座振替申出の承認後

- 2. 国と口座振替を行う際の約定(重要です。御熟読願います。)
- (1) 領収証書については発行しませんので、口座振替予定日以降、通帳の記帳内容でご確認ください。
- (2) ご指定の預貯金口座の残高不足等により、口座振替ができない場合には、別途郵送される納付書により納付していただくことになります。 なお、この場合であっても契約書で定められた納付期限の延長はありませんので、当該納付書の納付期限を超えた場合は、納付期限翌日から納付日までの延滞金を支払う必要がありますことを、ご承知おきください。
- (3) 上記(2)の口座振替不能が発生した場合及び国において徴収上不都合が生じると判断した場合は、口座振替の承認を取り消し、以後の 納付方法は納入告知書による納付に変更することがあります。
- 3. 口座振替を行う金融機関との約定(重要です。御熟読願います。)
- (1) 財務局から私名義の納付情報が送付されたときは、私に通知することなく、納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としのうえ納付して下さい。なお、この場合、当該納付に係る領収証書は省略して差し支えありません。
- (2) 前項の指定預貯金口座からの引き落しにあたっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出 又は小切手の振り出しはしません。
- (3) 振替時において納付情報記録金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく納付情報を返戻しても差し支えありません。
- (4) この契約を解約するときは、私から財務局長を経由して指定した金融機関に書面をもって届出します。なお、この届出がないまま長期間に わたり財務局から納付情報の送信がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものとして 取り扱って差し支えありません。
- (5) このダイレクト方式預貯金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴金融機関の責による場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

_	(不備返却事由)		検証	照合	受付
金 融	1. 預貯金取引なし	5. 口座名義人相違			
機 関	2. 印鑑相違	6. 支店名相違			
使	3. 印鑑不鮮明	7. その他			
用 欄	4. 口座番号相違				
们料					

財務局受付

国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書(財務局保管用)

令和	年 月	日	
0 0	財務(支)	局長	殿

私(当社)は、下記契約の国有財産貸付料(売払代金又は交換差金及びそれらの利息)の納付について、口座振替(ダイレクト方式)に変更したいので、下記2の約定を確約の上、承認願いたく申出いたします。

|--|

取 扱 金 融 機 関 御 中

私(当社)は、国有財産の貸付料(売払代金又は交換差金及びそれらの利息)を口座振替(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記3の約定を確約の上、依頼します。

記

1. 指定預貯金口座(必要事項を全て記載してください。)

	チャスと上で記載していこと	• 67		
住 所 (所 在 地)	〒			電話番号
口座名義	(フリカ・ナ)			(金融機関お届印) 押印不要
指定金融機関	銀行コード 支店コ	銀 行信用金庫信用組合 一ド 預金種別	本 店・支 店 出張所 口座番号(7桁)	※ 7桁に満たない場合に
	記号番号	1. 普通 2. 当座		は右詰めとし、頭に「0」を付した上で、ご記入ください。
「アノンみが八」	此分田方			

貸付料については、国有財産貸付契約書又は貸付料改定通知等における各納付期限に該当する月の13日(なお、

振替日

・7.1は20日/ 売払代金又は交換差金及びそれらの利息については、国有財産売買契約書における各納付期限の7日前

ただし、いずれの場合も振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日

振替開始日 口座振替申出の承認後

- 2. 国と口座振替を行う際の約定(重要です。御熟読願います。)
- (1) 領収証書については発行しませんので、口座振替予定日以降、通帳の記帳内容でご確認ください。
- (2) ご指定の預貯金口座の残高不足等により、口座振替ができない場合には、別途郵送される納付書により納付していただくことになります。 なお、この場合であっても契約書で定められた納付期限の延長はありませんので、当該納付書の納付期限を超えた場合は、納付期限翌日から納付日までの延滞金を支払う必要がありますことを、ご承知おきください。
- (3) 上記(2)の口座振替不能が発生した場合及び国において徴収上不都合が生じると判断した場合は、口座振替の承認を取り消し、以後の納付方法は納入告知書による納付に変更することがあります。
- 3. 口座振替を行う金融機関との約定(重要です。御熟読願います。)
- (1) 財務局から私名義の納付情報が送付されたときは、私に通知することなく、納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としのうえ納付して下さい。なお、この場合、当該納付に係る領収証書は省略して差し支えありません。
- (2) 前項の指定預貯金口座からの引き落しにあたっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出又は 小切手の振り出しはしません。
- (3) 振替時において納付情報記録金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく納付情報を返戻しても差し支えありません。
- (4) この契約を解約するときは、私から財務局長を経由して指定した金融機関に書面をもって届出します。なお、この届出がないまま長期間にわたり財務局から納付情報の送信がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- (5) このダイレクト方式預貯金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴金融機関の責による場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

	(不備返却事由)	検証	照合	受付]	
財	1. 申請者と口座名義人不一致					金融機関受付
務局	2. 口座情報不完全					
使	3. その他					
用 欄						

(注) 申出書(財務局保管用)の財務局使用欄の項目の取扱いは次のとおり

受付 申出書を受領した委託業者の担当者が日付及び担当者名を記入

照合 申出書の記載事項を確認し、補正事項がなければ、委託業者の担当者が日付及び担当者名を記入(照合完了後、財務局の担当者へ提出)

検証 委託業者より提出を受けた申出書の記載事項を確認し、補正事項がなければ、財務局の担当者が日付及び担当者名を記入(検証完了後、申出書(金融機関保管用)の「財務局受付」欄に財務局の担当者が日付及び担当者名を記入し、金融機関へ審査依頼)

国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書(申請者保管用)

令和 年 月 日		
〇 〇 財務(支)局長	殿	

私(当社)は、下記契約の国有財産貸付料(売払代金又は交換差金及びそれらの利息)の納付について、口座振替(ダイレクト方式) に変更したいので、下記2の約定を確約の上、承認願いたく申出いたします。

取 扱 金 融 機 関 御 中

私(当社)は、国有財産の貸付料(売払代金又は交換差金及びそれらの利息)を口座振替(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記3の約定を確約の上、依頼します。

記

1. 指定預貯金口座(必要事項を全て記載してください。)

住 所 (所 在 地)	〒				電話番号
口座名義	(フリカ・ナ)				(金融機関お届印)
			銀 行 信用金庫 信用組合	本 店・支 店 出張所	
指定金融機関	銀行コード	支店コード	預金種別	口座番号(7桁)	※ 7桁に満たない場合に
			1. 普通 2. 当座		は右詰めとし、頭に「0」を付した上で、ご記入ください。
ゆうちょ銀行	記号番号	-			

貸付料については、国有財産貸付契約書又は貸付料改定通知等における各納付期限に該当する月の13日(な

振替日 お、4月は23日)

売払代金又は交換差金及びそれらの利息については、国有財産売買契約書における各納付期限の7日前

ただし、いずれの場合も振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日

振替開始日 口座振替申出の承認後

- 2. 国と口座振替を行う際の約定(重要です。御熟読願います。)
- (1) 領収証書については発行しませんので、口座振替予定日以降、通帳の記帳内容でご確認ください。
- (2) ご指定の預貯金口座の残高不足等により、口座振替ができない場合には、別途郵送される納付書により納付していただくことになります。 なお、この場合であっても契約書で定められた納付期限の延長はありませんので、当該納付書の納付期限を超えた場合は、納付期限翌 日から納付日までの延滞金を支払う必要がありますことを、ご承知おきください。
- (3) 上記(2)の口座振替不能が発生した場合及び国において徴収上不都合が生じると判断した場合は、口座振替の承認を取り消し、以後の納付方法は納入告知書による納付に変更することがあります。
- 3. 口座振替を行う金融機関との約定(重要です。御熟読願います。)
 - (1) 財務局から私名義の納付情報が送付されたときは、私に通知することなく、納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としのうえ納付して下さい。なお、この場合、当該納付に係る領収証書は省略して差し支えありません。
- (2) 前項の指定預貯金口座からの引き落しにあたっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出 又は小切手の振り出しはしません。
- (3) 振替時において納付情報記録金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく納付情報を返戻しても差し支えありません。
- (4) この契約を解約するときは、私から財務局長を経由して指定した金融機関に書面をもって届出します。なお、この届出がないまま長期間に わたり財務局から納付情報の送信がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものとして 取り扱って差し支えありません。
- (5) このダイレクト方式預貯金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴金融機関の責による場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。
- ※ 記載していただいた個人情報は、国有財産の貸付料等の口座振替による納付のため に利用します。
- ※ 申出書につきましては、(金融機関保管用)も含めまして、財務局にご提出下さい。(財務局より金融機関に提出いたします)

殿

業務委託業者名

口座振替納付申出書兼契約書の返却について

令和 年 月 日付で提出された下記1の契約の口座振替納付申出書 兼契約書につきまして、下記2の事項の補正が必要になりますので、ご確認さ れたうえ、補正され、令和 年 月 日までに再度、ご提出願います。

記

契約年月日 年 月 日 契約番号

_	1 4	_	_	
\boldsymbol{n}	7=	$\overline{}$	#	TO
_	≉⊞	-	-	

1 国有財産貸付契約の内容等

住所(所在地)が記載されておりません
電話番号が記載されておりません
口座名義(又はフリガナ)が記載されておりません
指定金融機関の銀行・支店名が記載されておりません
指定金融機関の銀行コード・支店コード(又は預金種別)が記載されておりません
口座番号(記号番号)が記載されておりません
金融機関お届け印が押印されておりません
申出書2枚(金融機関保管用、財務局保管用)が提出されておりません
指定金融機関が取扱金融機関ではありません
提出された申出書が所定の様式ではありません
申出人と口座名義が一致しておりません

(注) ■になっている箇所が、該当する補正事項となります。

担当者

委託業者名 担当者名 〇〇 〇〇

電話 000 (000) 0000

〇〇銀行 御中

国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書の審査依頼について

国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書の提出を下記1のとおり受けたので、記載内容等をご確認の上、ご返送ください。

ご不明な点がありましたら下記2の担当者にご連絡ください。

記

1 送付件数

000件

2 担当者

○○財務局(事務所・出張所)○○課○○<

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

口座振替納付申出書兼契約書の返却について

令和 年 月 日付で提出された下記の契約の口座振替納付申出書兼 契約書につきまして、ご指定の金融機関に確認したところ、指定預貯金口座の 取引がないとの回答がありましたので、申出書を返却いたします。

なお、口座振替を希望される場合は、取扱金融機関にお持ちの口座を新たに 指定預貯金口座として指定していただくか、ご指定の金融機関に口座を開設し ていただく必要があります。詳しくは担当者までご連絡ください。

記

国有財産貸付契約の内容等

契 約 者 名

契約年月日 年月日 契約番号

担当者

財務局(事務所・出張所)〇〇課

00 00

電話 000 (000) 0000

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

口座振替納付申出書兼契約書の返却について

令和 年 月 日付で提出された下記1の契約の口座振替納付申出書 兼契約書につきまして、ご指定の金融機関に確認したところ、下記2の補正事 項がありましたので、申出書を返却いたします。

なお、口座振替を希望される場合は、預金通帳と申出書を照合され、補正の うえ、令和 年 月 日までに再度、ご提出願います。

記

1 国有財産貸付契約の内容等

契	約	1	者	名									
契	約	年	月	日	年	月	日	契	約	番	号		

2 補正事項

Ш	金融機関お届け印か相違しております
	金融機関お届け印が不鮮明になっております
	口座番号が相違しております
	口座名義人が相違しております
	支店名が相違しております
	(

(注) ■になっている箇所が、該当する補正事項となります。

担当者

財務局(事務所・出張所)〇〇課 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

口座振替納付申出の承認について

00 00 殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

令和〇年〇月〇日付で申出のありました、下記の契約にかかる<u>貸付料</u>の口座振替による納付について、<u>国有財産法(昭和23年法律第73号)第23条第2項</u>の規定に基づき、承認します。

記

契約の内容等

契 約 者 名

契約年月日 年月日 契約番号

(注)「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」にかかる申出の場合には、下線部は「国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第11条第2項」とする。

口座振替納付申出の承認(一部)について

00 00 殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

令和〇年〇月〇日付で申出のありました、下記1の契約にかかる<u>貸付料</u>の口 座振替による納付について、<u>国有財産法(昭和23年法律第73号)第23条第2</u> 項の規定に基づき、承認します。

なお、下記2の契約にかかる貸付料の口座振替による納付について、下記3 の理由により承認できません。

記

1 契約の内容等

 契約者名
 有月日
 日契約番号

2 契約の内容等

 契約者名

 契約年月日
 年月日

 契約番号

- 3 不承認の理由
- (注1)「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」にかかる申出の場合には、 下線部は「国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第11条第2項」 とする。
- (注2) 申出の契約が3件以上ある場合は、適宜欄を追加すること。

口座振替納付申出の不承認について

00 00 殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

令和〇年〇月〇日付で申出のありました、下記 1 の契約にかかる<u>貸付料</u>の口 座振替による納付について、下記 2 の理由により承認できません。

記

1 契約の内容等

契 約 者 名

契約年月日 年月日 契約番号

2 不承認の理由

(注) 延納特約にかかる申出の場合には、下線部は「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」とする。

国有財産貸付料等口座振替納付解約申出書(金融機関保管用)

节和 午 月											
		Γ.	r to ()+ to)								
取扱金融機関 後	ф		氏名(法人名)								
		L									
孔计园有肚产贷点	火体の口体に抹外が	<u>፡</u> [注)本様式は、令和3年4月1日」 出について使用することとするが 引、従前の様式を用いた申出でる いことをもって不備として取扱われ なお、令和3年3月31日以前に会 いては従前の様式によることとす	、令和3年4月1日以降当面の あっても、上記欄内に押印がな ないものとする。 金融機関に到達する申出につ							
体は国有別性貝別	科寺の口座振笛剤1	寸契約を解約したいので、	甲山しまり。								
指定預貯金口座(必要3	「項を全て記載してくださ	u,)									
住 所 在地)	₸			電話番号							
	(フリカ゛ナ)			(金融機関お届印)							
口座名義	奏										
		銀 行信用金庫信用組合	本 店・支 出張所								
指定金融機関	銀行コード 支店	コード 預金種別	口座番号(7桁)	※ 7桁に満たない場 ────────────────────────────────────							
		1. 普通 2. 当座		に「0」を付した上で、ご記入ください。							
ゆうちょ銀行	記号番号										
金(不備返却事由)		検証	照合 受付							
融 1. 預貯金取引機 男 2. 印鑑相違		5. 口座名義人相違									
関 2. 印鑑相違 使 用 3. 印鑑不鮮明		6. 支店名相違 7. その他									
欄 4. 口座番号相		• ··· ·									
			•	•							

財務局受付

月

日

令和

国有財産貸付料等口座振替納付解約申出書(財務局保管用)

〇 〇 財 務(支)局	長殿					氏:	 名(法人4	名)					
取扱金融機関 御口	‡												
契約年月日等			年			月	日		契約番号	号			
私は国有財産貸付約	料等の口息	垄 振	 掛付き	契約	を解約した	いので、申	出しまっ	す。					
指定預貯金口座(必要事)	頃を全て記	載して	ください。)									
住 所 (所 在地)	₹										電話番号	1 7)	
口座名義	(フリカ゛ナ)											機関お届印) 印 不 要	
指定金融機関	指定金融機関銀行コード支						銀 行信用金庫信用組合 預金種別 ロ原 1. 普通 2. 当座					※ 7桁に満たない場合には右詰めとし、頭に「0」を付した上で、ご記入ください。	
ゆうちょ銀行	記·	号番号	1 1 7			_							
(不備返却事由) 財務 1. 申請者と口座 局 2. 口座情報不完 用 3. その他									検証	ţ	照合	受付	
(注)解約申出書(財務局受付解約申出書を 照合解約申出書の 検証 照合完了後、別	受領した財産記載事項を	务局の 確認し	担当者か 、補正事	が日付 項か	け及び担当者 なければ、財	名を記入 務局の担当					金融	機関受付	
担当者名を記入が日付及び担当	(検証完了行	後、解	約申出書	(金)	融機関保管用								

国有財産貸付料等口座振替納付解約申出書(申請者保管用)

令和	年	月	日				
O O 則	才 務(支)	局長	殿				_
取	扱金融機関	割 御中				氏名(法人名)	
契約	年 月 日	3 等		年	月	日	契約番号

私は国有財産貸付料等の口座振替納付契約を解約したいので、申出します。

指定預貯金口座(必要事項を全て記載してください。)

				7
住 所 (所 在 地)	-			電話番号 ()
	(フリカ゛ナ)			(金融機関お届印)
口座名義				
		 銀 行	 本 店・支 店	-
		信用金庫		
		信用組合	出張所	
指定金融機関	銀行コード 支店コー	ード 預金種別	口座番号(7桁)	※ 7桁に満たない場
		1. 普通 2. 当座		合には右詰めとし、頭に「0」を付した上で、ご記入ください。
ゆうちょ銀行	記号番号			

- ※ 記載していただいた個人情報は、国有財産の貸付料等の口座振替による解約 続きのために利用します。
- ※ 申出書につきましては、(金融機関保管用)も含めまして、財務局にご提出下さい。 (財務局より金融機関に提出いたします)

口座振替納付のお知らせ

<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日</u>に、右記1の貸付料等につきまして、右記2の<u>ご指定の預貯金口座から振替します</u>ので、口座の残高の確認をお願いします。

振替にあたっての注意事項

- ・<u>指定口座への入金は、振替日「前」営業日まで</u> にお済ませください。
- ・振替日当日に入金した場合は振替ができません。

残高不足等により振替日に振替ができなかった場合

- ・再度の振替は行いません。
- ・その場合、<u>納付書</u>をお送りすることとなりますので、 <u>納付期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで</u> に金融機関にて納付してください。
- ・なお、<u>納付期限までに納付がない場合には、延滞金が</u> 発生しますのでご注意ください。

1. 貸付料等

債権の種類	000000
金額(円)	000,000円
振 替 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

2. ご指定預貯金口座

金融機関名	〇〇銀行 〇〇支店
口座種別	普通(当座)
口座番号	0000***

注) * * * の箇所は、個人情報のため非表示と しています。 殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

口座振替納付解約申出書の返却について

令和 年 月 日付で提出された下記1の契約の口座振替納付申出書につきまして、下記2の事項の補正が必要となりますので、ご確認されたうえ、補正され、令和 年 月 日までに再度、ご提出願います。

記

1 国有財産貸付契約の内容等

契約 者名

	<u>契 約</u>	年	月	B		年	月	日		7	約	番	号			
2	補正事															
	住列	f (F	听在	地)	が記載	されて	ており	ません								
	電話	番	号が	記載	えされて	おり	ません									
	口區	图名	養(又は	フリガ	ナ)フ	が記載さ	されてる	おりま	せ	λ					
	指定	金融	独機	関の	銀行・	支店	名が記述	載されて	ており	ま	せん	,				
	指兌	金融	浊機	関の	銀行コ	ード	• 支店:	コード	(又は	預:	金種	別)	が記	載され	ており	りません
	口區	番	号(記号	番号)	が記述	載され	ておりま	ません	,						
	金融	烛機	関お	届け	印が押	印され	れてお	りません	4							
	申出	書:	2 枚	金融	融機関係	呆管用	、財務	局保管	用)が	提上	出さ	れて	おり	ません		
	(. — •)		

担当者

(注) ■になっている箇所が、該当する補正事項となります。

財務局(事務所・出張所)〇〇課 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

口座振替納付解約申出書の返却について

令和 年 月 日付で提出された下記1の契約の口座振替納付解約申出書につきまして、ご指定の金融機関に確認したところ、下記2の補正事項がありましたので、補正のうえ、令和 年 月 日までに再度、ご提出願います。

記

1 国有財産貸付契約の内容等

<u>契</u>	約] =	者	名							
‡Л	4 h	Æ	_	п	Æ	_	契	4h	∓	_	

2 補正事項

Ш	金融機関お届け印か相違しており	ます
	金融機関お届け印が不鮮明になっ	ております
	口座番号が相違しております	
	口座名義人が相違しております	
	支店名が相違しております	
	()

(注) ■になっている箇所が、該当する補正事項となります。

担当者

財務局(事務所・出張所)〇〇課 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

口座振替納付の申出の承認の取消し等について

00 00 殿

財務局(事務所・出張所)長 〇〇

令和〇年〇月〇日付で承認しました、下記 1 の指定預貯金口座からの貸付料等の口座振替納付については、下記 2 の理由により承認を取消すとともに、国有財産貸付料等口座振替納付契約を解除したので通知します。

1	記 指定預貯金口座					
	住所(所在地)					
	口座名義					
	指 定 金 融 機 関					
	銀行・支店コード					
	<u>預 金 種 別 口</u>	座	番	号		

2 承認取消の理由